

【令和7年度（第1回）】

執 行 官 採 用 選 考

筆記試験（択一式）問題

（注意）

- 1 問題用紙は1ページから13ページまで、問題数は全部で20問です。最初に落丁、乱丁等がないかを確認し、ある場合には、試験官に申し出てください。
- 2 配点は、1問につき5点（合計100点）です。
- 3 解答用紙には、正解と思われる選択肢の番号を記入してください。

第1問 法の下の平等に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい
(争いのあるときは、判例の見解による。)。

- 1 憲法第14条第1項は、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱いをすることを許容している。
- 2 尊属殺を普通殺と区別して別異の刑を規定することは憲法第14条第1項に違反するものではないが、その法定刑を死刑又は無期懲役刑のみに限つている点において、同項に違反する。
- 3 憲法第14条第1項の「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」は、例示として列挙されたものである。
- 4 日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した（準正のあつた）場合に限り届出による日本国籍の取得を認めていることによって、認知されたにとどまる子と準正のあつた子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせている国籍法の規定は、憲法第14条第1項に違反しない。

第2問 子の引渡しの強制執行に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 執行官は、債権者が出頭しない場合であっても、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者の住所に立ち入り、子を捜索することができる。
- 2 子の引渡しの直接的な強制執行の執行機関は、執行官である。
- 3 子の引渡しを直接的な強制執行の方法で行う場合、子に急迫した危険があるときであっても、債務者を審尋しなければならない。

- 4 執行官は、子の引渡しを実施する職務の執行に際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するため、子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがない限り、子以外の者に対して威力を用いることができる。

第3問 錯誤に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 錯誤による意思表示の取消しは、相手方に対する意思表示によってする。
- 2 意思表示に対応する意思を欠く錯誤に基づく意思表示の取消しは、意思表示に対応する意思を欠くことが相手方に表示されている場合に限り、することができる。
- 3 意思表示は、表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤に基づくものであり、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されている場合であって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。
- 4 錯誤により取り消された法律行為は、当該行為の当事者間において、初めから無効であったものとみなされる。

第4問 執行官の職務に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 執行官は、執行官法以外の法令に別段の定めがある場合には、所属の地方裁判所の管轄区域外においてその職務を行うことができる。
- 2 執行官の日当は、執行官が支払又は償還を受ける費用となる。
- 3 地方裁判所は、執行官の事故その他の理由により必要があるときは、裁判所書記官又は裁判所事務官に執行官の職務の全部又は一部を行わせることができる

できる。

- 4 執行記録その他執行官が職務上作成する書類は、事件の終局後には、当該執行官の所属する地方裁判所が保管する。

第5問 占有権に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 占有物が占有者の責めに帰すべき事由によって損傷したときは、所有の意思があり、かつ、善意の占有者は、占有の回復者に対し、その損害の全部の賠償をする義務を負う。
- 2 占有者の相続人は、被相続人が悪意の占有者であったときは、自己が善意の占有者であっても、善意で占有を始めたことを主張することができない。
- 3 代理人によって占有をする場合において、本人がその代理人に対して以後第三者のためにその物の占有することを命じたときは、その第三者は、これを承諾しなくとも、占有権を取得する。
- 4 占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穏に、かつ、公然と占有をするものと推定される。

第6問 正当防衛に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 反撃行為によって生じた結果が侵害されようとした法益より重大であった場合、その反撃行為には正当防衛が成立しない。
- 2 侵害が確実に予期されている場合には、侵害の急迫性が失われるから、そ

の侵害に対する反撃行為には正当防衛が成立しない。

- 3 相手の加害行為に対し、憤激又は逆上して反撃を加えた場合には、その反撃行為が防衛の意思を欠くことになる。
- 4 相手方の攻撃に先立ち相手方に対して暴行を加えたものであって、相手方の攻撃を自ら招いたものといえる場合において、当該相手方の攻撃が当該暴行の程度を大きく超えるものでなかったときは、相手方の攻撃に対して何らかの反撃行為に出ることが正当とされる状況における行為とはいえない。

第7問 動産に対する強制執行に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 債務者は、差し押された動産を売却する場合において、買受けの申出をすることができる。
- 2 執行官は、相当であると認めるときは、債務者に差し押された動産を保管させることができる。
- 3 差し押された動産を第三者が占有することとなったときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その第三者に対し、当該動産を引き渡すべき旨を命ずることができる。
- 4 執行官は、高価な動産を差し押されたときには、評価人を選任し、その動産の評価をさせなければならない。

第8問 民事保全に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 保全命令の申立てを取り下げるには、保全異議又は保全取消しの申立てが

あつた後においては、債務者の同意が必要である。

- 2 民事保全の手続に関する裁判は、口頭弁論を経なければならない。
- 3 保全すべき権利若しくは権利関係又は保全の必要性の消滅その他の事情の変更があるときであっても、債務者は、保全命令を発した裁判所に対し、当該命令を取り消すことを申し立てることはできない。
- 4 保全命令は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てさせることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができる。

第9問 民事訴訟に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が、正当な理由なく、出頭せず、又は宣誓若しくは陳述を拒んだときであっても、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができない。
- 2 裁判所は、必要でないと認めるものであっても、当事者が申し出た証拠を取り調べなければならない。
- 3 裁判所は、必要があると認めるときは、訴訟の係属中、職権で、証拠保全の決定をすることができる。
- 4 証拠の申出は、証明すべき事実を特定してすることを要しない。

第10問 強制管理に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 管理人は、不動産について、必要があると認めるときは、自ら閉鎖した戸を開いた上、債務者の占有を解いて自らこれを占有することができる。

- 2 重要な事由があるときは、執行裁判所は、利害関係を有する者の申立てにより、又は職権で、管理人を審尋することなく、管理人を解任することができる。
- 3 強制管理により債務者の生活が著しく困窮することとなるときは、執行裁判所は、申立てにより、管理人に対し、収益又はその換価代金からその困窮の程度に応じ必要な金銭又は収益を債務者に分与すべき旨を命ずることができる。
- 4 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本の提出があったときは、管理人は、強制管理の開始決定がされた不動産の管理を停止しなければならない。

第11問 謙渡担保に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 不動産が謙渡担保の目的とされ、設定者から謙渡担保権者への所有権移転登記が経由された場合において、被担保債権の弁済等により謙渡担保権が消滅した後に目的不動産が謙渡担保権者から第三者に謙渡されたときは、当該第三者が善意であるとしても、謙渡担保設定者は、登記なくして、その所有権を当該第三者に対抗することができる。
- 2 債務の弁済と謙渡担保の目的物の返還とは、同時履行の関係に立つものであるから、債務者は、謙渡担保の目的物の返還が得られるまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。
- 3 債務者が弁済期に債務の弁済をせず、不動産の謙渡担保権者が目的不動産を謙渡した場合において、譲受人がいわゆる背信的悪意者であったときは、債務者は、残債務を弁済して目的不動産を受け戻すことができる。

4 債務者である土地の賃借人が借地上に所有している建物を譲渡担保の目的とした場合には、特別の事情がない限り、その譲渡担保権の効力は、原則として土地の賃借権に及ぶ。

第12問 不動産の現況の調査に関するアからエまでの記述のうち、正しい記述を全て挙げているものを一つ選びなさい。

ア 執行官は、不動産の現況の調査をするに際し、債務者以外の第三者が占有する場合であっても、不動産に立ち入ることができる。

イ 執行官は、不動産の現況の調査をするに際し、立会人の立会いなく不動産に立ち入ることができる。

ウ 執行官は、不動産の現況の調査のため必要がある場合には、市町村に対し、資料の写しの交付を請求することができる。

エ 不動産の現況の調査における執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由なく、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提示した者は、過料に処せられる。

1 ア、イ

2 ア、ウ

3 イ、エ

4 ウ、エ

第13問 検閲（憲法第21条第2項前段）に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 検閲とは、行政権が主体となって、表現物の発表前又は発表後にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することをいう。
- 2 検閲は、絶対的に禁止されるものではなく、公共の福祉に反しない限り、許容される。
- 3 出版物の頒布等の仮処分による事前差止めは、個別的な私人間の紛争について、司法裁判所により、当事者の申請に基づき差止請求権等の私法上の被保全権利の存否、保全の必要性の有無を審理判断して発せられるものであって、検閲には当たらない。
- 4 高等学校用の教科用図書の検定は、不合格とされた図書について教科用図書としての発行の道を閉ざすものであるから、検閲に当たる。

第14問 執行官の職務に関するアからエまでの記述のうち、正しい記述を全て挙げているものを一つ選びなさい。

- ア 執行官は、売却の実施に係る事務について、事務の実施に必要な準備行為をした後において、申立ての取下げにより、その実施を取りやめたときは、当該事務に係る手数料を受ける。
- イ 執行官は、その職務を行うについて特に必要があるときは、所属の地方裁判所の許可を受けて、他の執行官の援助を求めることができる。
- ウ 利害関係人が執行記録その他執行官が職務上作成する書類の謄本の交付を求めるには、執行官に書記料を納めなければならない。
- エ 申立人が、手数料及び職務の執行に要する費用の概算額の予納をしなければならない場合、その予納は、執行官にする。

- 1 ア、イ
- 2 ア、イ、ウ
- 3 ア、ウ、エ
- 4 イ、ウ、エ

第15問 債権の目的に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 債権の目的が数個の給付の中から選択によって定まるときは、その選択権は、債権者に属する。
- 2 債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない。
- 3 利息の支払が1年分以上延滞した場合において、債権者が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者は、これを元本に組み入れることができる。
- 4 選択権の行使に係る意思表示は、相手方の承諾を得なければ、撤回することができない。

第16問 民事訴訟に関するアからオまでの記述のうち、正しい記述を全て挙げてい るものを一つ選びなさい。

- ア 裁判長は、終結した口頭弁論の再開を命ずることができる。
- イ 口頭弁論は、裁判長が指揮する。

- ウ 期日は、申立てにより又は職権で、裁判長が指定する。
- エ 鑑定人は、裁判長が指定する。
- オ 訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

- 1 ア、イ、エ
- 2 ウ、エ、オ
- 3 イ、ウ、オ
- 4 イ、ウ、エ

第17問 財産開示手続に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 債務者が財産開示手続の申立ての日前3年以内に財産開示期日においてその財産について陳述をしたものであるときは、債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得したときであっても、財産開示手続を実施する旨の決定をすることができない。
- 2 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者は、裁判所書記官に対し、財産開示事件の記録中財産開示期日に関する部分の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
- 3 執行裁判所は、申立人が出頭しないときであっても、財産開示期日における手続を実施することができる。
- 4 財産開示手続は、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

第18問 名誉毀損罪に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した場合、当該事実が真実であるとの証明がない限り、たとえ当該事実を真実であると誤信し、その誤信したことにつき確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときであっても、名誉毀損罪が成立する。
- 2 名誉毀損罪が成立するためには、人の社会的評価を現実に低下させることが必要である。
- 3 人の名誉を毀損する事実を摘示した場所に不特定又は多数人が現在していなければ、公然性を満たさないため、名誉毀損罪は成立しない。
- 4 名誉毀損罪が成立するためには、人の社会的評価を低下させる事実を摘示することの認識があれば足り、人の名誉を毀損する目的を要しない。

第19問 事務管理に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 管理者は、その事務が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を本人に報告しなければならない。
- 2 管理者は、本人の意思に反して事務管理をしたときであっても、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、本人が現に利益を受けている限度にとどまらず、支出した費用全額の償還を請求することができる。
- 3 管理者が本人の名で第三者との間でした法律行為の効果は、本人に帰属す

る。

- 4 管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、重大な過失があったとしても、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

第20問 保全執行に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 保全執行は、債権者に対して保全命令が送達された日から1週間を経過したときは、これをしてはならない。
- 2 不動産に関する権利についての登記を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分の執行は、処分禁止の登記をする方法により行う。
- 3 動産に対する仮差押えの執行は、裁判所が目的物を占有する方法により行う。
- 4 保全命令に表示された当事者以外の者に対し、又はその者のためにする保全執行は、保全命令の正本に基づいて実施し、これに執行文が付されている必要はない。